

戸沢村における固定資産税の課税誤りについて

1 固定資産税の課税誤りについて

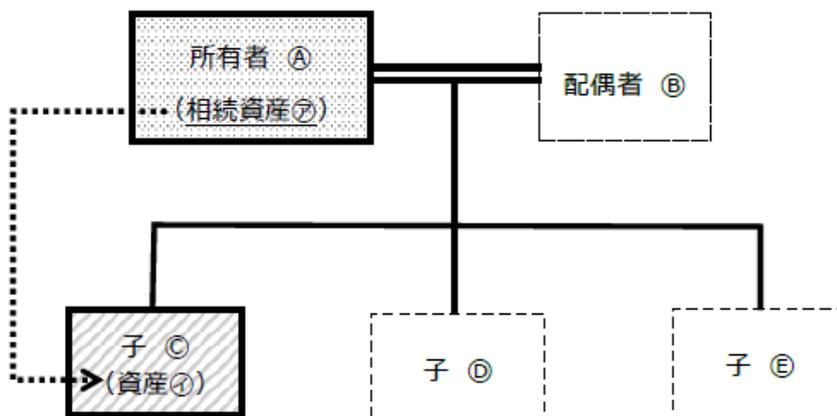
固定資産税について、課税誤りが判明いたしました。納税者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

2 経緯

昨年から、県内の市町村において固定資産税における課税誤りが発覚した事案に伴い、本村における固定資産税の課税状況を確認したところ、課税誤りがあったことが判明したものです。

3 課税誤りの概要

① 例示（所有者A死亡）



所有者Aが死亡し、相続登記していないまま、子Cが所有者Aの「相続資産㊦」の相続人代表者となる旨を確認した。

複数の相続人がいる場合で相続登記をしない相続資産がある場合は、当該資産は相続人全員の共有名義資産となる。

例示の「相続資産㊦」は、配偶者B、子C、子D、子Eの共有名義資産となる。

※ 共有名義資産の固定資産税については、それぞれの持分に関係なく、全額について所有者全員が連帯納税義務を負う。（地方税法第10条の2）

② 戸沢村の以前の取扱い

共有名義資産である「相続資産㉞」と相続人代表となった子㉟の「資産㉟」を合算して税額を計算する取り扱いとしていました。

※ 納税通知書は、共有名義資産である「相続資産㉞」及び個人資産である「資産㉟」を合算した1通として作成し、これまで子㉟に送付。

○ 適正な取り扱い（別個に計算） × 誤り（合算して計算）



③ 適正な取り扱い

共有名義資産である「相続資産㉞」と相続人代表者となった子㉟の個人資産である「資産㉟」は、それぞれ別個に税額を計算する必要がありました。

※ 納税通知書は、共有名義資産である「相続資産㉞」分と個人資産である「資産㉟」分とに分けて、それぞれ1通ずつ作成する必要があります。ただし、送付先はどちらも子㉟に送付することになります。

④ 令和元年度における税額への影響について

(1) 「相続資産㉞」又は「資産㉟」の一方又は両方が免税点未満である場合
分割前は合算することにより免税点以上であった資産が、分割することにより、いずれか一方又は両方の資産が免税点未満となることがあります。その結果、免税点未満の資産については免税となり、税額が減少する場合があります。

※免税点とは、課税標準額が土地30万円、家屋20万円になります。

(2) 「相続資産㉞」及び「資産㉟」のいずれも免税点以上である場合
合算して計算していたものを分割して計算することによる端数処理（100円未満切捨）の関係で、年間数百円の税額が減少する場合があります。

(3) 令和元年度課税分で **257人**、影響税額 **351,700円** となっています。

※対象者のうち、**最多の過大課税額は8,100円**、**最少は100円**

4 今後の対応

誤って課税となった方へ、還付処理を行います。早期完了に向け努力してまいります。

現年度分についても税額の更正を進めてまいります。

5 再発防止策について

この度の事態を厳粛に受け止め、未相続資産の取り扱いについて十分注意し、課税誤りの防止に取り組みます。

また、職員の事務引継ぎの徹底と法令及び条例の遵守とともに、法の適用の精査に努めてまいります。

6 還付金詐欺にご注意ください

この度の税額修正による返金にあたっては、電話で口座番号をお聞きすることはありません。またATMの操作をお願いすることはありません。

不審な電話や訪問があった場合など、ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせくださるようお願いいたします。

お問い合わせ

戸沢村 住民税務課 税務係

役場代表：0233-72-2111(122)

住民税務課直通：72-2326